

津波緊急一時避難機能向上事業〔植田地区〕

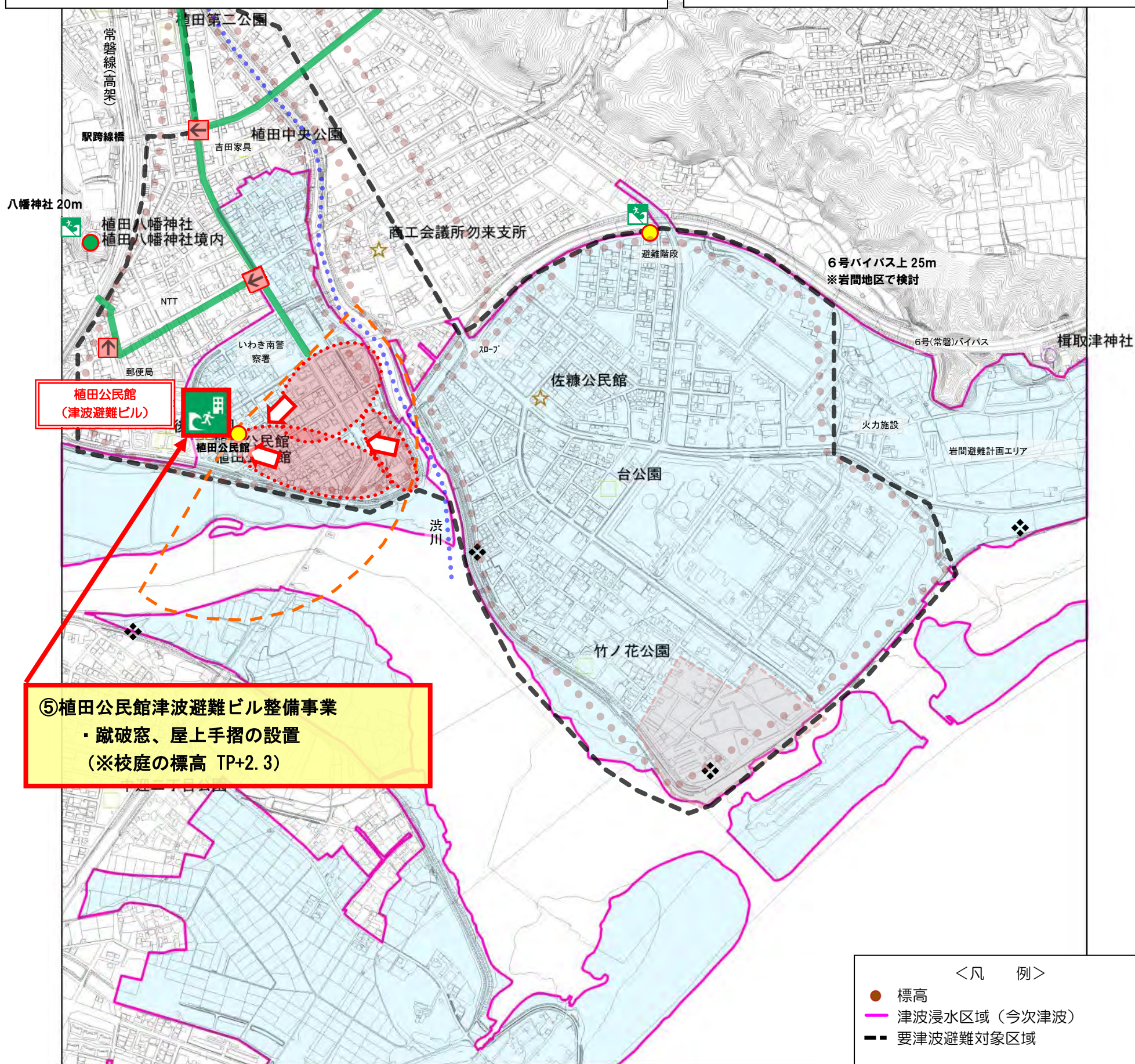
～津波緊急避難場所の整備（既存公共施設の一部改修）～

<植田地区津波避難の考え方>

- ・津波避難にあたっては、身の安全を確保するため、できるだけ迅速に津波浸水区域外の津波避難場所に避難する。
- ・避難が遅れた方や避難先まで距離がある方については、緊急的に津波浸水区域内の津波避難ビル（植田公民館）に避難する。
- ・長期避難を要する場合には、備蓄品等を有する避難所（植田小学校）に避難する。

<植田地区防災減災施設整備方針>

- (1) 避難距離や避難時間の短縮、道路閉塞が発生しにくい避難経路の形成に向けた避難路の整備
- (2) 安全かつ迅速な避難行動に向けた避難誘導サインの設置
- (3) 災害情報の確実な伝達に向けた防災行政無線の増設



⑤ 植田公民館津波避難ビル整備事業

- ・蹴破窓、屋上手摺の設置
- (※校庭の標高 TP+2.3)

0 125 250 500 750 1,000メートル



<凡 例>	
●	標高
■	津波浸水区域（今次津波）
---	要津波避難対象区域
■	津波避難場所（新規指定 ●）
●	津波避難場所（既存指定 ●）
■	津波避難場所（避難先案内サイン）
■	津波避難ビル
■	避難所
■	避難路
■	避難路（← 計画）
■	避難誘導サイン
■	避難誘導標識板
◆	防災行政無線